

(報道発表資料)



伏見警察署・向日町
警察署と連携して

令和 7 年 1 月 3 1 日
伏 見 警 察 署
向 日 町 警 察 署
京都市伏見区役所
担当：地域力推進室
まちづくり推進担当
電話：075-611-1144

高齢者世帯向けに防犯機能付き電話機を支給！

伏見区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち 京都市民ぐるみ推進運動」の一環として、防犯の取組を推進しています。

近年、高齢者を中心に多発している特殊詐欺の被害は深刻で、昨年の伏見区内の被害総額は 2 億円を超えており、非常事態といえる状況です。

この度、伏見区では、伏見警察署及び向日町警察署と連携し、特殊詐欺を防止するためのアドバイス等を行い、伏見区本所管内の方に防犯機能付き電話機を支給します。

1 対象

- (1) 伏見区本所管内にお住まいの 75 歳以上の方
- (2) 京都市くらし安全推進課が令和 5 年 11 月及び令和 6 年 10 月に実施した防犯機能付き電話機の配布を受けていない方

2 内容

防犯機能付き電話機を、対象者がおられる世帯のうち、希望者に 1 台支給します。

3 申請期間

令和 7 年 2 月 17 日（月）～3 月 7 日（金）

4 支給台数

25 台

5 申請方法

「支給申請書」に必要事項を記入のうえ、伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当へ提出してください。

※申請書は伏見区役所ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000335791.html>

※伏見区役所 1 階 1 1 番窓口（伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当）でも配布します。

6 支給条件

- (1) 電話線の電話線コードがモジュラージャックに対応していること
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない者であること
 - (3) 「伏見地域防犯機能付き電話機支給事業実施要綱」を遵守すること
- ※要綱は伏見区役所ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000335791.html>

7 支給の決定

申請の内容を審査し、抽選のうえ、令和7年3月中旬から下旬を予定

8 経費負担

防犯機能付き電話機の支給は、無償とします。ただし、次の各号に掲げる費用については、被支給者が負担するものとします。

- (1) 防犯機能付き電話機の使用に係る電気代、通話料及び電話番号表示サービス利用料
- (2) 防犯機能付き電話機の破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、防犯機能付き電話機の維持管理等に要する費用

9 申請・お問合せ先

伏見区役所地域力推進室 まちづくり推進担当（泉森・熊本）

〒612-8062 京都市伏見区鷹匠町39-2 Tel075-611-1144 fax075-611-0634

(※) 支給する防犯機能付き電話機について

- ・ファックス機能はありません。
- ・短縮ダイヤル等の設定は、被支給者において設定作業をお願いします。
- ・ナンバーディスプレイ等に契約いただく必要がございます。
- ・NTT回線を契約する70歳以上の方は、ナンバーディスプレイの使用料等が無償化されます。詳しくはNTT西日本 特殊詐欺対策に関するご相談ダイヤル（0120-931-965）へお問い合わせください。